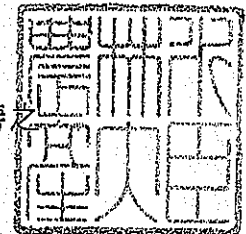




15消安第6562号  
平成16年3月1日

厚生労働大臣  
坂口 力 殿

農林水産大臣 亀井 善孝



動物用医薬品の使用に係る意見について

動物用医薬品等取締規則（昭和36年農林省令第3号）第75条第4号に該当する場合として輸入した鳥インフルエンザ不活化ワクチンについて、薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成15年農林水産省令第70号）第4号に該当する使用を行う場合に、当該ワクチンが有する鳥類についての残留性の程度からみて、その使用に係る肉、卵その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあるかどうかについて、意見を求めます。

なお、本件については、平成16年3月1日付け15消安第6562号にて農林水産大臣から食品安全委員会委員長あて、食品健康影響評価について意見を求めたものであり、添付資料は同一のものです。